

## 尼崎市健康づくりアンケート調査業務委託に係る公募型プロポーザル方式募集要領

### 1. 趣旨

本市では平成30年3月に、健康増進計画・母子保健計画・自殺対策計画、歯科口腔保健、地域保健医療及び健康危機管理等の取組を含む第3次地域いきいき健康プランあまがさき（計画期間：平成30～令和5年度）を策定し、健康寿命の延伸に向けて健康づくり、地域保健の推進について取り組んでいるところである。更に、次期計画（計画期間：令和6年度～）からは食育推進計画を包含することとしている。

この度、次期計画策定にあたり、健康づくり、地域保健、地域医療等を取り巻く今日の変化を把握しながら、現計画の評価測定、課題分析や市民の意識やニーズについて調査・集計するとともに、本市の高齢者福祉施策の実状及び将来の展望に適した、独自性のある次期計画を策定していく必要があることから、多くの経験や知識、また専門的な創造性をもつ民間事業者に、調査（健康づくりアンケート）・集計・分析を支援させることを目的に業務委託するものである。

この要領は、調査業務を委託するにあたり、受託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

尼崎市健康づくりアンケート調査業務

#### (2) 業務期間

契約締結の日（令和4年7月1日以降）から令和5年3月31日まで

#### (3) 業務の内容

別添「尼崎市健康づくりアンケート調査業務委託に係る仕様書（以降、「仕様書」という。）」の内容に基づき業務を実施するものとする。

#### (4) 提案上限額

2, 219, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、提案の内容に係らず、この上限額を超える提案は受け付けない。

### 3. 応募者資格

(1) 平成29年度以降に地方公共団体が発注する健康増進計画や食育推進計画の策定又は改訂に係る業務に携わった実績があること

(2) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること

(3) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び尼崎市の指示に柔軟に対応できる者

(4) 国税、地方税を完納している者

(5) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 尼崎市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者  
 エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
- ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- ④ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
- ⑥ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

#### 4. 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると尼崎市が判断した場合は失格とする。ただし、尼崎市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、尼崎市が判断した場合

#### 5. プロポーザルの全体日程

項目	日程
募集要領の配布	【令和4年5月16日（月）から】
質問の受付	【令和4年5月26日（木）午後5時まで】 電子メールの件名に「プロポーザル質問〇〇（法人名）」と入力の上、所定の質問表に記入の上送付すること。
質問の回答	いただいた質問の回答に関しては、 <u>令和4年6月2日（木）</u> までに随時ホームページ上（本要領を掲載している画面と同一画面上）に掲載します。
企画提案書等 応募書類受付	【令和4年6月9日（木）】 平日の午前9時～午後5時までの間に、必ず事前予約の上、尼崎市保健所健康増進課まで持参すること。

企画提案内容説明 (プレゼンテーション)	<b>【令和4年6月20日(月)】</b> 上記日程の中で、1事業者40分程度のプレゼンテーションを実施する。
選定結果通知	令和4年6月23日頃に、すべての応募事業者へ選定結果を通知する。

## 6. 当該公募に関する質問の受付と回答

### (1) 質問の受付期限

令和4年5月26日(木)午後5時

### (2) 質問方法

本要領「1.1. 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は「プロポーザル質問〇〇〇(法人名)」と入力の上、**質問票(様式1号)**を提出すること(来庁、電話等による受付は行わない)。

### (3) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ(本要領を掲載している画面と同一画面上)にて随時公表する。

※原則、令和4年6月2日(木)までに回答します。

### (4) 留意事項

審査基準等に関する質問は一切受け付けない。

## 7. 企画提案書等応募書類(様式等)

必ず前日までに事前予約の上、令和4年6月9日(木)の午後5時までの間に、尼崎市保健所健康増進課へ持参すること。なお、企画提案書等応募書類は下記の通り。

### (1) 企画提案申込書(様式2号)

### (2) 企画提案書(任意様式)

仕様書に基づき、別添「審査項目及び評価の視点」を踏まえた上で、本業務を実施するにあたっての方針やアピールポイントを明記すること。

ア A4版、両面印刷を原則とする

イ 表紙を含め、20ページ以内(両面10枚以内)とする

ウ 必ず過去の業務実績についても触れること。なお、その際は本市と同程度の規模の市での実績を優先して記載すること

エ 他都市において令和4年度以降の計画期間とする当該計画の策定に関する業務を受託(予定)している場合は必ず記載すること

### (3) 会社概要(任意様式)

御社(本社・支社)の経歴、事業概要について簡潔に記載すること(パンフレット等の会社概要で代用することも可とする)。

### (4) 業務の推進体制(様式3号)

業務を受託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務実績等及び業務の分担内容について記載すること。1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可とする。

(5) 業務実績 (様式 4号)

管理技術者及び主たる担当技術者が、当委託業務内容に関連する業務について、過去5年間(平成29年度～令和3年度までの間)に履行した実績(業務名、発注者名、履行期間、業務内容)を記載すること。1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可とする。

(6) 見積金額等 (任意様式)

「2. 業務の概要」に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。なお、仕様書にも記載しているが、調査等に係る郵便料金については、本市負担となるため見積価格に計上しないこと。

(7) 上記(1)～(6)についてそれぞれインデックスをつけたうえ1つに綴じ、**11部**(正本1部、複本10部)を提出するものとする。

(8) 辞退届 (様式 5号)

企画提案書等の応募書類を受け付けた後に辞退する際は、辞退届(様式5)を提出するものとする。

8. 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。
- (2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案関係書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (3) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切保障しない。

9. 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

ア 審査は本市の職員で組織する選定会議において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。

イ 別に定める審査基準に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。

ウ 応募者が1社の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

エ プレゼンテーションの実施後、本市が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

ア 実施場所及び日時

令和4年6月20日(月)に実施することとし、詳細は6月16日(木)までに電子メールにて通知する。

イ 実施時間

1社につき40分程度を予定しており、事業者からの20分間の企画提案内容の説明を

実施していただいたのち、20分程度の質疑応答を行う。

#### ウ プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した提案書に基づきご説明すること。ただし、企画提案書の内容を要約した当日資料についても配布を可とするが、必ず11部を提出すること。また、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望される場合は、必ず企画提案書等応募書類受付時に申し出ること。

#### エ 説明者

原則として、企画提案書の実施体制に記載されている担当予定者のうち、主たる担当技術者が行うこと。また、会場への入室は3人以内とする。

#### オ その他

プレゼンテーションにおける当日資料及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

#### (3) 審査基準

別添「審査項目及び評価の視点」に基づいて審査を行う。

#### (4) 審査結果

電子メールにて通知する。なお、審査経過については公表しない。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

### 10. 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

なお、業務成果の品質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時まで上記3の応募資格を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時まで上記4の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出することとする。

### 11. 連絡先及び提出先

〒660-0052 尼崎市七松町1丁目3番1号（フェスタ立花南館5階）

尼崎市保健所 健康増進課 （担当：高槻）

電話 06-4869-3033 F A X 06-4869-3049

電子メール ama-kenkouzoushin@city.amagasaki.hyogo.jp